

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり図面を縦覧に供します。

令和 7 年 9 月 3 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 起業者の名称
島根県
- 2 事業の種類
二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事
- 3 手続を開始する土地
収用の部分
島根県浜田市三隅町矢原地内
- 4 図面の種類
 - (1) 収用又は使用の手続を開始しようとする土地の位置を表示する図面（縮尺 1／25,000）
 - (2) 収用又は使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面（縮尺 1／1,000）
- 5 土地収用法第 34 条の 4 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
浜田市役所都市建設部建設企画課及び三隅支所産業建設課